

令和2年8月27日

保護者様

朝霞市立朝霞第四中学校長  
土橋 徹嘉

### 新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理の改訂点について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。また、6月1日（月）からの教育活動再開時より、新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理について、ご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る対応について県教育局より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」として改訂点が示されました。学校で実施しております保健管理の主な改訂箇所は下記の通りとなっておりますことから、対応の見直しを図り執り進めてまいります。

つきましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 学校施設の清掃、消毒に関する新たな内容

- (1) 通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒を行い、その際、発達段階に応じて生徒がこれらの作業を行ってもよいこと。また、地域の方々の支援、協力を得ること。
- (2) 特別な消毒作業は不要であること、消毒作業を実施する場合は外部人材を活用することや、過度な消毒とならないような配慮をすること。

#### 2 気温・湿度や暑さ指数が高い日のマスクの取扱いの追加・変更点

- (1) マスクについては、身体的距離が十分とれない場合には着用すべきとすること。  
(以前は、「常時マスクを着用することが望ましい」)
- (2) 熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、気温・湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外す。(マスクを外す場合は、人と十分な距離を確保する、会話を控える。)
- (3) 登下校時も同様に気温・湿度や暑さ指数が高いときはマスクを外すよう指導する。  
(自分で判断が難しい生徒へは積極的に声をかける。)

なお、マスクについては着用しない場合があっても、学校へは必ず持参するよう、ご家庭でもご指導いただけますようお願いいたします。